

お 客 さ ま へ

この解体用アタッチメント（ブレーカユニット・鉄骨切断具・コンクリート圧砕具・解体用つかみ具）の使用は、労働安全衛生法第45条第2項による特定自主検査が義務づけられています。次回検査時期に油圧ショベル等ベースマシンに装着して必ず特定自主検査を実施してください。

このアタッチメントの第1回検査時期は2026年5月です。

特定自主検査は国の定めた資格を有するものでなければ実施できません。
事業内検査の場合を除き、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に登録済の検査業者にご依頼ください。

なお、検査業者名簿は都道府県労働局に備えてありますので、ご利用ください。



建設荷役車両安全技術協会



CEMA

日本建設機械工業会



型式 F x j 225	製造番号 0241103463	顧客名称 町田機工(株)
納入年月 2025 年 5 月 20日	顧客住所 中城村字久場1991番地	

特定自主検査実施経歴

	実施年月日	ベースマシーン 標章番号	検査業者名	検査業者 登録番号	検査者名
1 回	年 月 日				
2 回	年 月 日				
3 回	年 月 日				
4 回	年 月 日				
5 回	年 月 日				
6 回	年 月 日				